

【ABC 消費者情報 Vol. 55】

◎国や県などの公的な制度をかたる詐欺被害が発生しています

「医療費の還付金」「家屋の耐震診断補助金」などの手続きという名目で、言葉巧みに現金をだまし取る手口です。

■相談事例 1

○社会保険事務所職員を名乗る人物から電話があり、医療費の還付金があると説明を受け、手続きのためATMへ行くように言われた。携帯電話で指示を受けながらATMを操作しているうちに、自分の口座から相手の口座に約100万円を送金してしまった。

■アドバイス

- 公的機関が還付金などの払い戻しに、ATMを操作させることはありません。
- 還付金詐欺の事例では、金融機関のATMではなく、人目につきにくいスーパーの駐車場などにあるATMに誘導されるケースがほとんどです。
- 不審な電話や訪問があったときは、相手の名前や所属、用件を聞いて、まず家族や消費生活センター、警察に相談しましょう。

■相談事例 2

○県の指定事業者だという人物が自宅を訪問してきた。家屋の耐震に関する税金を免除する制度と耐震診断補助金があるという説明を受け、申請に必要な費用として2万円を支払った。

■アドバイス

- この事例では、公的機関が行っているかのような書類を作成していましたが、記載してある県の担当部署は実在せず、制度自体も実際には存在しないものでした。
- 公的機関が行う補助制度であれば、ほとんどの場合、広報紙やホームページなどで広報を行っています。よくわからないときは、必ず担当部署に確認するか、家族や消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611